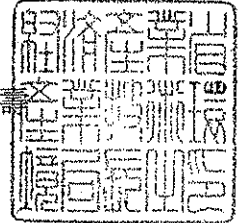


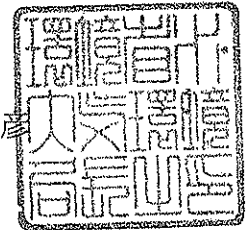
平成19・01・23産局第1号  
環水大総発第070126001号  
平成19年1月26日

社団法人産業環境管理協会  
会長 南 直哉 殿

経済産業省産業技術環境局長 小島 康壽



環境省水・大気環境局長 竹本 和彦



#### 公害防止管理者等国家試験の業務改善について

平成18年度公害防止管理者等国家試験において、二度にわたり採点処理の誤りがあり、合格者の訂正をしなければならない事態が発生した。今般の事態を招いたことは、当該試験制度の国民の信頼を大きく損なうものとして、誠に遺憾であり、このような事態が発生したことにつき、厳重に注意する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律107号）第11条第2項に基づき、貴協会に対して立入検査を行い、貴協会から報告のあった原因究明及び再発防止策の妥当性を確認した。

また、同立入検査の結果、今後の試験業務に万全を期す目的から、貴協会の試験業務の実施について、手順、体制、マネジメントの面に改善すべき事項があることが認められた。

このため、再発防止策の着実な履行を求めるとともに、下記の内容の業務改善を図るよう指示する。

#### 記

1. 今後の試験業務に万全を期すため、以下の事項に関して業務改善を行うこと。

##### (1) 手順面における改善事項

- 試験業務マニュアル等において、試験業務に関わるすべての工程毎に業務フローを明確化し、その具体的な作業内容を規定するとともに、試験業務の各工程

での事前及び事後の確認項目及び確認手順を明確化すること。

- ・ 特に採点処理業務については、合格基準及び採点処理方法を的確に設定し、委託事業者のシステムが合格基準及び採点処理方法に沿って適切に構築されているかにつき事前に確認するとともに、委託事業者において適切に採点処理がなされているかにつき事後に確認する手順を整備すること。
- ・ 試験業務に関し、十分な時間的余裕をもったスケジュールを設定すること。

(2) 体制面における改善事項

- ・ 試験業務に関わるすべての工程において、試験業務の実施担当者、確認担当者、最終責任者などの役割分担を明確化するとともに、これらの役割分担の下で試験業務を全うするために十分な体制を整備すること。
- ・ 試験業務に携わる職員の資質・能力の向上を図るとともに、当該試験業務の重要性に係る職員の意識の向上を図るための措置を講じること。

(3) マネジメント面における改善事項

- ・ 内部及び外部の監査体制を構築し、毎年度の試験業務について評価を受け、同評価により問題点が認められた場合は改善を図ること。
- ・ 経営層の国家試験業務の重要性に関する意識を醸成・徹底するための措置を講じるとともに、試験業務の管理体制を強化すること。

2. 上記1.に係る改善計画を平成19年2月9日までに経済産業省及び環境省に提出すること。

- ・ 平成19年度国家試験の実施前までに同改善計画に基づく試験業務の改善措置を完了し、その結果を経済産業省及び環境省に報告すること。

以上